



個性豊かで美しい明石の景観を守り、育て、創るため、明石市では「景観計画」の策定等を進めています。あなたの景観に対する思いやとっておきの写真と一緒にあかしの景観計画を創りませんか？

応募締め切り

令和6年

8/30

(金)

10年後、20年後に残したい

# あかしの景観 教えてください

「明石市景観計画」の策定に向けて、市の景観に関するアンケートや景観関連のパンフレット等に使うための明石の景観写真を募集します

応募いただいた方から

抽選で  
10名様

図書カード  
1,000円分  
プレゼント！

＼応募はこちらから／

アンケート 

QRを読み取って  
アンケートフォームを送信



 写真

QRを読み取って  
明石市内の景観写真を  
画像投稿フォームで送信  
※メールでも受け付けています



詳しい応募方法は裏面をごらんください

明石市 都市局都市整備室都市総務課 TEL 078-918-5037

# 募集の目的

明石市ではこれまで、自主条例に基づき「明石市都市景観形成基本計画」を策定し、ゆとりとうるおいのある景観まちづくりに取り組んできました。今後も引き続き、さらなる明石らしい景観形成に向けて、新しく「明石市景観計画」の策定等を検討しています。計画は市だけで決めるのではなく、市民の皆さんの思いを反映させたいと考えていることから、**計画の方向性や課題点を整理するための「声」と、「明石市景観計画」ほか市の景観事業に関するパンフレットやホームページ等に使う「写真」**を募集します。

# 募集内容

## ①アンケート

明石市の景観についてのアンケートにお答えください。  
下記URLまたはQRから回答フォームへアクセスし、必要事項を入力してから送信してください。  
※回答所要時間は5分程度です

<https://logoform.jp/form/eHmi/576447>



## ②景観写真

「募集テーマ」①～⑩の中から1つ選び、テーマに沿った明石市内の写真を下記いずれかの方法で投稿してください。

### ▶▶投稿フォームで応募

下記URLまたはQRから投稿フォームへアクセスし、写真を添付し、必要事項を記入して送信してください。

<https://logoform.jp/form/eHmi/594151>



## 特典

応募いただいた方の中から抽選で**10名様**(アンケート・写真各5名)に図書カード**1,000円分**プレゼント

(ご注意ください)

※抽選結果は**当選者のみ**メールでお知らせします。

※回答フォーム所定欄に連絡可能なメールアドレスを必ずご記入ください。空欄や誤記があった場合は抽選の対象外となりますのでご了承ください。

### ▶▶Eメールで応募

写真を添付したメールの本文に**募集テーマの番号と撮影場所、その写真を選んだ理由やエピソード**を明記し、募集専用アドレス([keikan@city.akashi.lg.jp](mailto:keikan@city.akashi.lg.jp))へ送信してください。

### (募集テーマ)

- ① 海への眺め・海岸・港
- ② 田園・ため池
- ③ 公園・緑地
- ④ 歴史・文化
- ⑤ 住宅街
- ⑥ 商業地・商店街
- ⑦ 工業地
- ⑧ 道路・河川
- ⑨ 地域のシンボル(明石城、天文科学館 等)
- ⑩ まちかど(人々の生活を切り取った風景 等)

### (応募の条件)

- ・他の作品展やコンテスト等に応募されていない写真で、ご自身が撮影したものに限り
- ・撮影時期は問いませんが、現在、誰でも立ち入ることができる場所から撮影されたものに限り

## 応募期間

令和6年8月30日(金)まで

## 応募できる方

どなたでも応募できます

※写真募集はお一人様何点でも応募できます

## 景観計画って？

『景観法』に基づき、『景観行政団体』が法の手続きに従って定める『良好な景観の形成に関する計画』のことで、景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針や行為の制限に関する事項などを定めることができます。※明石市は『景観行政団体』です

## 注意事項

- 提供いただいた個人情報は、本事業の運営上必要な範囲内において利用します。
- 応募いただいた写真の著作権は応募者に帰属しますが、使用权は市に帰属します。応募いただいた写真は市による展示、出版物、ホームページ等で使用させていただく場合があります。
- 応募内容について、後日確認をさせていただく場合があります。
- 著作権や肖像権など、第三者の権利を侵害しないよう十分ご注意ください。他の著作物の無断使用は固く禁じます。
- 応募いただいた写真に関して法律上等の問題が発生した場合、市は一切関与せず、責任及び解決の義務はすべて応募者本人にあるものとします。